

(別紙)

クレームの分説と被告の認否

特許請求の範囲・請求項1	本訴被告が漏水調査に用いる物に関する本訴被告の認否	構成要件充足性
A 水道管理設配管の管内水中に空気と水素混合ガスを各々適宜に充填し圧送して圧縮空気が噴出する際に生じる空気の噴出音を聴音すると共に、水素混合ガスを注入し漏出する混合ガスを水素ガス探索機により探査して漏水箇所を検出するために、耐圧ホースを介して水道宅内給水管に連結される水道配管における漏水位置検知装置において、	本訴被告が漏水調査に用いる物は、水素混合ガス及び水素ガス探索機を使用していないため否認する。	×
B 圧縮空気注入口と探査ガス注入口になる雌ネジカプラーからバルブを介して接続された配管の末端にドレン弁が設けられ、	本訴被告が漏水調査に用いる物は、探査ガス注入口及びドレン弁を設けないため否認する。	×
C 前記圧縮空気注入口と前記水素ガス注入口の分岐部に位置する圧力計と、流量計と圧力調整弁及び前記耐圧ホース	本訴被告が漏水調査に用いる物は、水素ガス注入口及び流量計が接続しないため否認する。	×

が接続される雄ネジカプラーを各々配置して接続されると共に、		
D 前記圧縮空気注入口に接続されるエアーコンプレッサーと前記水素ガス注入口に接続される水素ガスボンベ間を耐圧ホースで接続された混合ガス操作ボックスを備えた	本訴被告が漏水調査に用いる物は、水素ガスボンベを接続せず、混合ガス操作ボックスも使用していないため否認する。	×
E ことを特徴とする漏水位置検知装置	本訴被告が漏水調査に用いる物は、エアーコンプレッサー及びフジテコム株式会社の漏水探知機のみであり、本訴原告主張の漏水位置検知装置を使用していないため否認する。	×

特許請求の範囲・請求項 2	本訴被告が漏水調査に用いる物に関する本訴被告の認否	構成要件充足性
F 給水栓（蛇口）にセットする蛇口治具と、	認める。	○
G 雌エアカプラーとソケット、ニップル、チーズ及び雄カプラーを基本構成とし、ボールバルブのハンドルの長さ	ソケットとニップルは簡易治具（乙4の表紙をめくり6頁目圧力計ユニットに相当する部品）に使用していないた	×

<p>に対応して、ニップル及びソケットの数が適宜追加可能な簡易治具を設けた</p>	<p>め否認する。</p>	
<p>H ことを特徴とする請求項 1 記載の漏水位置検知装置</p>	<p>請求項 1 記載の漏水位置検知装置を使用していないため否認する。</p>	<p>×</p>

以上